

栃木県地域医療構想調整会議設置要綱

(目的)

第1条 今後の人口減少・高齢化に伴う医療需要の質及び量の変化や労働力人口の減少を見据え、関係者との連携を図りつつ、効率的かつ質の高い医療介護提供体制を構築し、医療機関の機能分化及び連携を進めていくため、「栃木県地域医療構想調整会議」（以下「調整会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 調整会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 病院及び有床診療所等が担う役割や機能分化・連携に関する事
- (2) 在宅医療・介護を含む地域包括ケアシステムの充実に関する事
- (3) 病床機能報告制度等による情報の共有に関する事
- (4) 地域医療介護総合確保基金（医療分）に係る計画の策定及び進捗管理に関する事項
- (5) その他地域医療構想の策定及び実現に必要な事項

(組織)

第3条 調整会議は、委員20名以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者の中から知事が委嘱する。

- (1) 医療関係団体等の代表
- (2) 介護福祉関係団体等の代表
- (3) 一般病床又は療養病床を有する病院の長
- (4) マスコミ及び金融機関の代表
- (5) その他関係機関・団体の代表

(任期)

第4条 委員の任期は3年以内とする。ただし、欠員が生じた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任することができる。

(会長)

第5条 調整会議に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、調整会議を主宰し、会務を総理する。

(会議)

第6条 調整会議の会議は、栃木県保健福祉部長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者を出席させることができる。

(部会)

第7条 会長は、必要に応じて部会を設置することができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員及び会長の推薦する者をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、部会を構成する者の互選により選出する。

(庶務)

第8条 調整会議の庶務は、栃木県保健福祉部医療政策課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30（2018）年10月1日から実施する。

この要綱は、令和6（2024）年5月1日から実施する。